

文星芸術大学における 障がい学生支援の現状と事例紹介



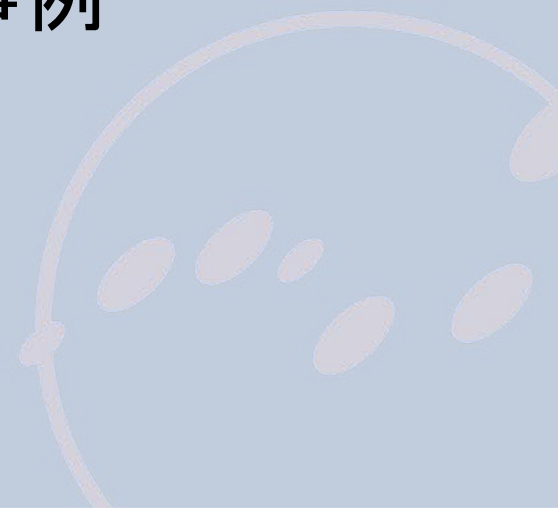
文星芸術大学

BUNSEI UNIVERSITY OF ART

教務課 兼 キャリア・学生支援センター

真岡 賢隆

- 文星芸術大学の支援体制について
- 本学における障がい学生支援の現状
- 本学における障がい学生支援事例



概要



文星芸術大学

BUNSEI UNIVERSITY OF ART

栃木県宇都宮市上戸祭4-8-15

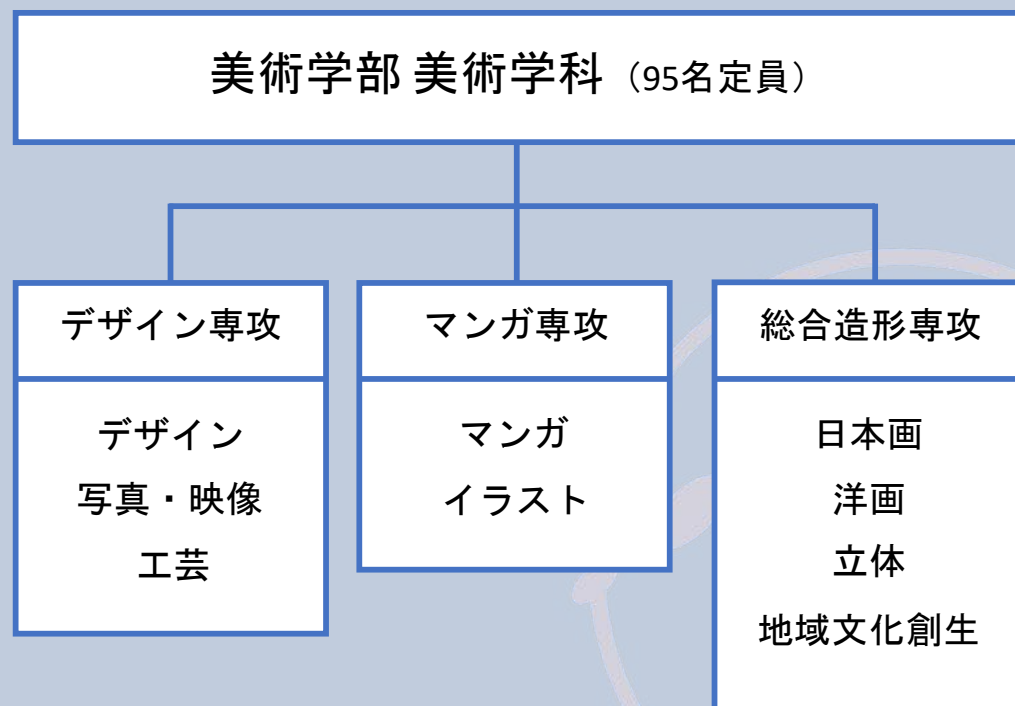
設置者 学校法人宇都宮学園

学 長 ちばてつや

1999年 美術学部美術学科 開設

2003年 大学院芸術研究科 修士課程（前期）開設

2005年 大学院芸術研究科 博士課程（後期）開設



カリキュラム概略

1 年次

共通基礎科目

〔実技〕 〔講義〕

美術の基礎的な技能・知識を体系的に身につける。〔実技〕では専攻の枠を越えて様々な造形表現を体験できるカリキュラム

2 年次

専門教育科目

〔実技〕 〔講義〕

学年が進むに従い、少人数教育の利点を生かし、学生一人一人の指向に応じ、担当教員とマンツーマンに近い形で、制作や研究を行っていけるカリキュラム

3 年次

4 年次

教養科目

〔講義〕 基礎教育、キャリア形成、外国語系、保健体育系

広い視野から物事の本質を捉え、主体的に判断する力を身につけるためのカリキュラム

入学生全体の88%が栃木県及び隣接県(留学生含まない)

学生の出身地 (2021年度入学者)



2021年度入学生(留学生以外)のうち

栃木県 : 59%

茨城県 : 13%

福島県 : 6%

埼玉県 : 6%

群馬県 : 4%

学生の保護者と連携しやすい

障がい学生支援体制を構築するまでの背景

- ・「個性」が尊重される美術の領域において、学生の多様化も「個性」として捉えられていた風潮があり、気になる学生の発見が遅れていた。
- ・大学開学以来様々な障害のある学生が入学し、その都度支援が行われてきたが、体系的に実施されていなかったため、様々な場面でのつまずきによる修学意欲の低下につながり、留年者・退学者が非常に多かった。
- ・対人関係がうまく築けず、課外活動時のトラブルも多かった。
- ・就職活動をうまく進めることが出来ず、3年次以降つまずく学生が多かった。
- ・メンタルヘルスアンケート（UPI）の集計結果を活用せず、「30項目以上」（UPIのカットオフポイント）チェックした学生や、重要4項目（「食欲がない」「不眠がち」「死にたい」「自分の過去や家族は不幸」）にチェックした学生を把握していなかったため、支援に繋げることが出来なかった。
- ・学内に専門家が存在していなかったため、支援体制構築に向けた最初の動き出しがなかなか出来なかった。

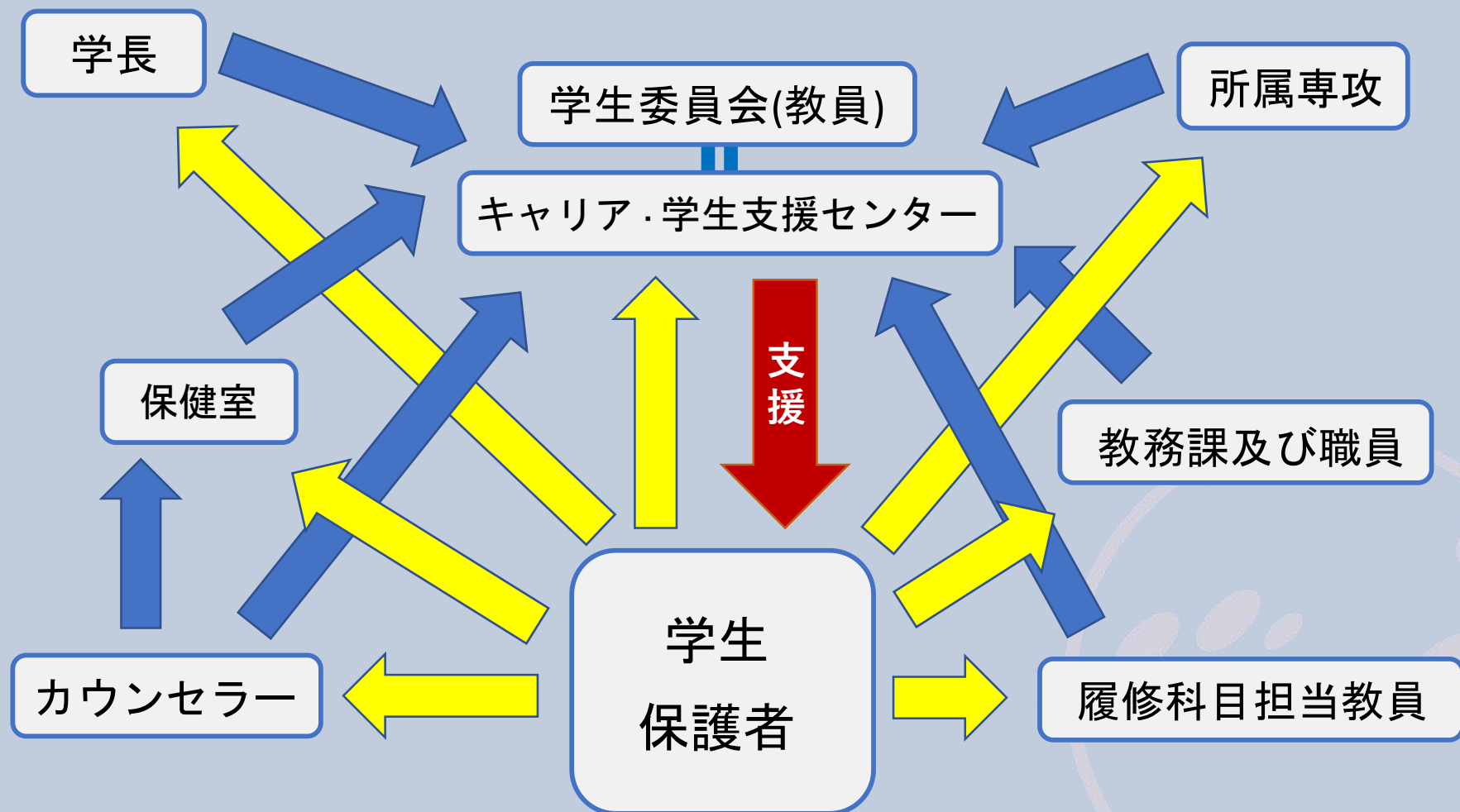
学生委員会

委員長（学生部長）	キャリア・学生支援センター（職員）
副学長（教養科目）	保健室（職員）
各専攻（教員）	

- 「悩みごとがある学生に対する接し方」、「障害者の就業及び生活支援サポート」、「高等教育機関における多様化する学生・保護者への対応」、「発達障がいをもつ学生への理解と対応について」など、2015年より学生委員会主催のSD研修会を定期的を開催
- 障害のある学生支援規程施行（2018年4月）
 - ・ 障がい学生支援に関する基本方針
 - ・ 支援の流れ
 - ・ 支援組織フローチャート（教職員向）
 - ・ 支援希望チェックリスト（学生向）
- 「学生支援（障がい学生支援含む）事例報告」を委員会議題として導入（2018年より）
- 新入生に対し、入学時に実施する「健康調査票」、「メンタルヘルスアンケート(UPI)」、新3年生に実施する「GHQ-30」をカウンセラーが集計、データ化し、結果をフィードバックしてもらい委員会時に審議、分析（気になる学生の早期把握）
- 状況に応じ、具体的な合理的配慮の審議 等

文星芸術大学の障がい学生支援体制

学生や保護者が何時でも何処へでも誰へでも相談できる体制を目指し

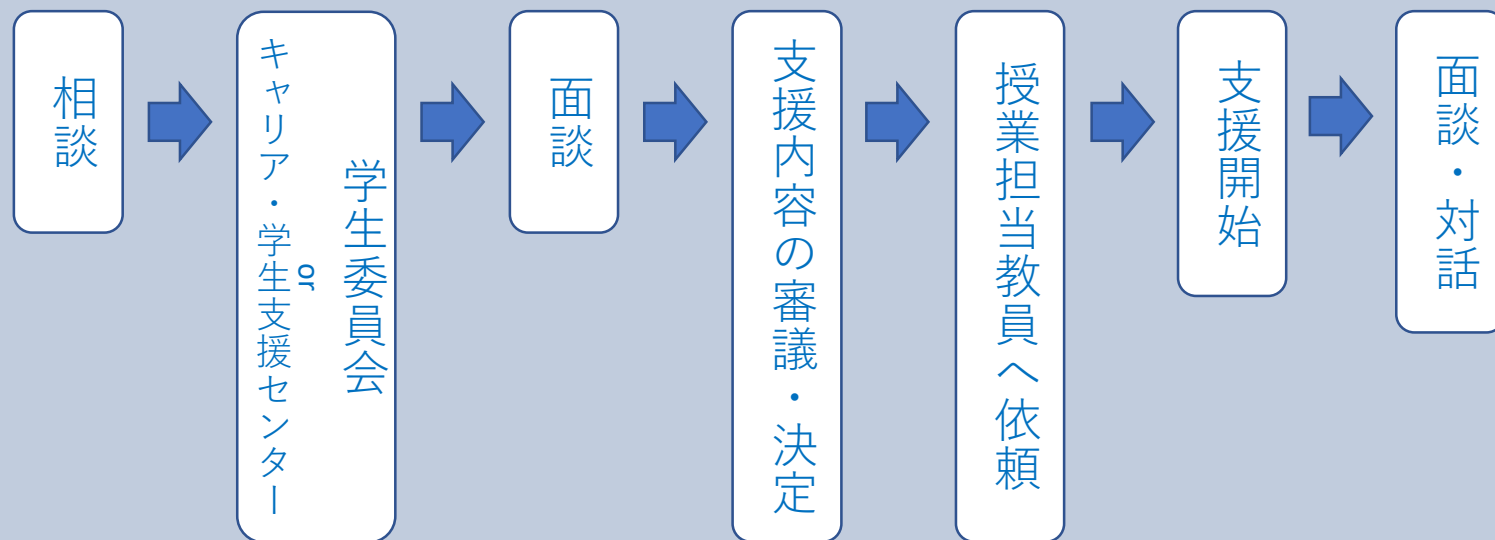


教職員向け支援組織フローチャート

	大区分	全学	教学組織		学生支援組織	
	小区分	学生委	教員	教務	キャリア・学生支援	保健管理
入学まで	オープンキャンパス 入試説明会	◆障がいのある学生に対する規程・対応指針策定のほか 支援方針の決定・周知	■相談窓口対応		■相談窓口対応	■緊急時対応
	入学前		■受験上の配慮の実施 ■履修科目・支援内容の確認		■支援内容の確認	■緊急時対応
修学支援	履修・授業 試験		■履修相談、履修における配慮 ■授業の配慮の実施 ■試験・レポートの配慮 ■採点・評価方法の変更・調整内容の決定	■履修相談、履修における配慮 ■授業・試験・レポートにおける配慮の確認 ■採点・評価方法の変更・調整内容の確認、実施	■授業・試験・レポートにおける配慮の確認 ■緊急時対応	
			■専攻単位で学生の状況をフォロー		■課外活動に関する対応 ■メンタル面のサポート	■健康診断 ■緊急時対応 ■メンタル面のサポート
学生生活	学生生活				■キャリアガイダンス・個人面談の実施 ■就職相談 ■求人斡旋	
	就職活動	■担当教員進路相談				
就職支援・卒業	卒業	■卒業式における配慮の実施			■緊急時対応	

◆障がいのある学生への対応・学内連絡調整

障がい学生支援の流れ



学生または保護者、授業担当教員などと適宜、面談・対話を実施。

学期末等に振り返りのための面談を実施し、支援内容の見直しなどより良い支援につなげる。

障がい学生支援の現状

相談

- ・ 学生または保護者より、若しくは教職員等より、入学前、入学時、在学中など何れのタイミングでも相談が可能。
- ・ 障がいのある学生支援をテーマにしたSD研修会を積極的に開催してきたこともあり、教職員の学生への接し方や認識が少しずつ変化し、相談しやすい環境が整いつつある。
- ・ 教職員とのコミュニケーションを取りやすい環境を提供できるようになってきたため、相談を受ける教職員の数が増えてきた。

学生委員会 & キャリア・学生支援センター

- ・ 受けた相談を集約する窓口が明確になったことで、各専攻内での情報共有が進み、教職員間のコミュニケーションも盛んになった。
- ・ 専門家のいない組織なため、カウンセラーの所見を聞くなど、カウンセラーとの連携が強化された。
- ・ キャリア・学生支援センターで就職支援もしているため、ハローワークや就労支援事業所等との連携など早い段階から先を見据えた支援を提供できるようになった。

障がい学生支援の現状

面談

- ・チェックリストをもとに聞き取り面談を実施。
- ・実技担当教員、講義担当教員など科目や教員により支援可能項目が大きく異なる、授業以外の支援ではあまり活用できていないなどの課題があり、項目の見直しや改善が必要。マンパワー的要因がある。
- ・自己理解が低い学生は希望支援が少ない傾向がある。

支援内容の審議・決定

- ・学生委員会で審議し、支援の可否を学生合意のもと決定。
- ・支援開始後のスケジュールや担当教員への依頼方法など学生（必要に応じて保護者）との対話で確認。

支援チェックリスト		希望する支援	本学での支援の可否
授業支援	点訳・墨訳		
	教材のテキストデータ化		
	教材の拡大		
	ガイドヘルプ		
	リーディングサービス		
	手話通訳（触手話を含む）		
	ノートテイク		
	パソコンテイク		
	ビデオ教材字幕付け・文字起こし		
	コンピューター又はTAの活用		
	試験時間延長・別室受験		
	解答方法配慮		
	パソコンの持込使用許可		
	注意事項等文書伝達		
	使用教室配慮		
	実技・実習配慮		
	教室内座席配慮		
	FM補聴器/マイク使用		
	専用机・イス・スペース確保		
	読み上げソフト・音声認識ソフト使用		
	講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）		
	配慮依頼文書の配布		
	出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）		
	学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）		
	授業内容の代替、提出期限延長等		
	履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）		
学外実習・フィールドワーク配慮			
その他の授業支援			
授業以外の支援	学生生活支援	居場所の確保（占有スペース、仲間づくり等）	
		通学支援（自動車通学許可、専用駐車場等）	
		個別支援情報の収集（出身校との連携等）	
	社会的スキル指導	情報取得支援（行事案内、休講情報等）	
		自己管理指導（スケジュール管理等）	
		対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）	
	保健管理・生活支援	日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）	
		専門家によるカウンセリング	
		医療機関との連携	
		医療機器、薬剤の保管等	
休憩室・治療室の確保等			
進路・就職指導	生活介助（体位変換、食事、トイレ等）		
	介助者の入構、入室許可		
	キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）		
	障害学生向け求人情報の提供		
その他の授業以外の支援	就職支援情報の提供、支援機関の紹介		
	インターンシップ先の開拓		
	就職先の開拓、就職活動支援		

障がい学生支援の現状

授業担当教員へ依頼

- ・ 支援の決定後、合理的配慮依頼文書及びチェックリストを授業担当教員に提出
- ・ 基本的には学生と一緒に持参し、支援依頼内容の説明をする。

支援開始

- ・ 支援開始後は授業担当教員に一任してしまっている。
- ・ 支援体制の中に過重負担が発生していないか、検証が必要。

面談・対話

- ・ 適切な支援が実施されたか、学生と授業担当教員双方に確認。
- ・ 次期以降の支援に活かすための流れが確立できていないのが現状。

「授業科目名」ご担当
●●●●先生

●●●●年●●月●●日

学生委員会
学生部長 ●●●●
キャリア・学生支援センター
課長 ●●●●

合理的配慮（お願ひ）について

下記、学生の所属専攻、保護者、担当医師より標記の件について依頼がありました。
つきましては、課題・提出物・試験等における配慮について、ご検討をお願いします。

記

学籍番号 学生氏名 (●●●●専攻 ●年)

	希望する支援	本学での支援の可否
言語・聴覚		
教材のテキストデータ化		
教材の拡大		
ガイドヘルプ		
リーディングサービス		
手話通訳（講義を含む）		
Zoom授業		
パソコン教材		
ビデオ教材字幕付け・文字起こし		
モニター又は拡大の活用		
試験前後入室・別室受験		
解答方法配慮		
パソコンの特殊使用許可		
授業準備等文書伝達		
使用教具配慮		
実技・実習配慮		
教室内巡回配慮		
下見確認/マイク着席		
音用机・イス・スペース確保		
読み上げソフト・音声認識ソフト使用		
講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）		
配慮依頼文書の配布		
出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）		
学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）		
授業内容の代替、提出期限延長等		
個別支援（個別登壇等）、像的・量的な登録等		
学外実習・フィールドワーク配慮		
その他の授業支援		
学生	居場所の確保（古着スペース、荷物づくり等）	
手支援	通字支援（自動通字許可、専用伝達場等） 個別支援情報の収集（出身校との連携等） 情報取得支援（行事案内、休講情報等）	
社会的	自己管理指導（スケジュール管理等）	
スキル	対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）	
指導	日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）	
保健	専門家によるカウンセリング	
以外	図書館との連携	
生活	医療機器、差別の保管等	
支援	休養室・治療室の確保等	
	生活介助（体位変換、食事、トイレ等）	
	訪問者の入場、入室許可	
	キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）	
連絡・就	障害学生向け求人情報の提供	
職指導	距離支援情報の提供、支援機関の紹介	
	オンラインアンケート等の実施	
	就職先の関係、就職活動支援	
	その他の授業以外の支援	

障がい学生支援体制の現状

- ・ S D 研修会等を通して学内の理解が少しずつ進み、支援体制を構築したことで教職員の意識が高まってきた。
 - ⇒ 未だ支援に繋がっていない「気になる学生」がいるため、学内の理解・啓発活動を継続し、全学的な支援体制構築を目指す。
- ・ 集約する窓口が明確になり、情報共有や教職員間の連携が強化された。
 - ⇒ 相談件数が格段に増えたと同時に、専門部署がないため、窓口の負担が過重になりつつある。（マンパワー不足）
 - ⇒ 親子関係も多様化しているため、状況に応じて学生対応、保護者対応の窓口を完全に分けている。
- ・ 外部機関やハローワーク、カウンセラーとの連携が強化され、さらに強固な関係性を築くことが重要。
 - ⇒ ハローワークの学内窓口開設が週1日、カウンセラーが週2日となっており、予約がいっぱいの状態が続いている。
- ・ 留学生入学者が増え、障がいのある留学生も増加傾向。
 - ⇒ 留学生支援専門部署がないため、窓口の負担がさらに過重になることが懸念されている。マンパワーの確保など対応が急務な状態。

障がい学生支援事例①

初めてのノートテイク導入まで

① 受験前相談

- メールで問合せ

編入学試験内容の他、大学の支援体制、ノートテイク支援の実績などの問合せ

- 大学の施設設備、学修環境の見学と面談を実施

キャンパス見学に来てもらい講義室、実習室を見学。実際にマイクを使用したり教員のシミュレーションや面談を通して聞き取りやすい音声、聞き取りにくい音声を把握し、入試時支援や入学後の支援について理解してもらった上での出願を促す。また、前在籍大学で受けていた支援を把握。

- 入試時対応の検討と入学後の支援の検討

面談した教員を中心に、実技試験、面接試験のそれぞれの対応方法を専攻内で検討。
同時に、学生委員会でノートテイク導入に向けた検討を開始。

② 入学試験

- 実技試験

他の受験生同様、試験問題文書を配布し伝達。口頭での説明は、話すスピードなど配慮。

- 面接試験

施設見学時に対応した教員を中心に、面接担当教員間で打合せ。コミュニケーションに配慮しながら実施。

障がい学生支援事例①

初めてのノートテイク導入まで

③入学まで

●学生の希望把握

実技授業はノートテイクの必要なし、講義授業は履修授業毎に判断。

●専攻内で配慮の確認

教授法の工夫を検討。実技課題説明文の内容を充実させ、他の学生含め理解度を高めるよう工夫する。
口頭説明が聞き取れなかった際に、改めて聞ける環境の提供。

●ノートテイク導入の決定

外部機関のノートテイクを導入することが決定。（とちぎ視聴覚障害者情報センター）
学生の希望通り、授業開始後、希望する授業に対しノートテイクを配置することが決定。
ノートテイク導入までのフローを確認。環境の整備など。

●学生の生活環境の確保

大学近隣での一人暮らしを希望していたため、不動産会社の紹介及び仲介し、学生の要望に合った生活がしやすい環境を提供。

●入学後の不安の解消

キャリア・学生支援センターの支援可能範囲、所属専攻の支援可能範囲、相談窓口の紹介など、学生が抱いていた入学後の不安を解消できるよう面談を実施。

障がい学生支援事例①

初めてのノートテイク導入まで

④ 入学・履修登録

●履修登録科目の選択

個別対応での履修登録。前在籍大学で取得した単位の読替えと本学科目の説明。
特に講義科目の授業環境についての説明を重要視。

⑤ 授業開始

●実技授業

事前に検討していた伝え方の工夫を実践。専攻と学生で密にコミュニケーションを取り、聞き取れなかった部分や理解できていない部分の把握。

改めて、ノートテイクの必要性の確認。⇒ノートテイク不要

●講義授業

個別面談を実施し、全ての履修科目についてノートテイクの必要性の確認。⇒2科目について要望有

●外部機関と連携開始

学生の要望を受け、とちぎ視聴覚障害者情報センターと連携し、ノートテイク導入の打合せ。
導入日程や費用について、学内周知。

●講義室の環境整備と教員への周知

パソコンノートテイク用に机や電源などの環境を確保。

担当教員に依頼文の提出と、学生と同伴しノートテイク導入の周知。

障がい学生支援事例①

初めてのノートテイク導入まで

⑥ 導入開始

- 4名のノートテイク

2科目が同日開講であったため、合計180分を4名のノートテイクで対応。
学生との顔合わせ。

- 他の履修学生への周知と配慮

授業開始時に履修学生に対し、ノートテイクの説明と騒音等への配慮を口頭で依頼。
履修学生は主体的に座席の配慮なども行ってくれた。

- 学生、ノートテイク双方とのコミュニケーション

各授業終了後に学生とノートテイク双方とコミュニケーションを取り、情報保障が確保出来ているか確認。

そこから出た内容を担当教員に伝え、授業の改善につなげる。特に、専門的な内容の授業のため、配布資料や内容を事前に知りたいとの要望があり対応している。

- 学生欠席時の連絡

当日の体調不良での欠席はやむを得ないが、当日キャンセル料が発生することもあり、調整を検討中。

特に大きな問題発生もなく、現在も継続してノートテイク導入中

障がい学生支援事例②

就活成功に向けて

①本人の意思で就活を始めるまでの経緯

- 入学時、健康調査票で「症候性てんかん」治療中の申し出あり

治療中であり、経過観察中ということで、合理的配慮を必要としていなかった。

言葉を発するまでに時間を要するが、実技授業の作品制作や講義授業の提出物等も問題なく支援がなくても学生生活を送れている。履修登録時も時間をかければ出来る。

「気になる学生」ではあったが、「個性」と捉えられており支援対象ではなかった。

- 専攻の定期面談（1年次～）

専攻内で実施している定期面談でも時間をかけて行っていた。

作品制作中の姿勢を評価されている。

- 進路面談（3年次）

キャリア・学生支援センターで実施している、進路希望調査をもとにした進路面談でも時間を要したが3年次段階では進路未決定の状態であった。

- 4年次

履修登録についての相談時、学生より、就職活動したい旨の要望を受け、今から就活を始めるにあたっての進め方について説明。

障がい学生支援事例②

就活成功に向けて

② 就活生としての動き

● 保護者との連携

他県出身で、入学当初より自立に向けて一人暮らしを継続中であった。学生本人の意思を確認した上で保護者から大学に連絡があり、就職に向けて保護者との連携を開始。

キャリア・学生支援センター内で、学生とコミュニケーションを取りながら進めていく担当者と保護者と連携する担当者を分け、センター内でそれぞれの状況を情報共有する体制を構築。

● ハローワーク出張相談窓口との連携

週1日センター内に開設しているハローワーク出張相談窓口と連携し、定期的な面談を設定。保護者にも共有し、学生と保護者が窓口を利用。その際に症候性てんかんの他、ASDの診断書、精神障害者手帳を提示。

ハローワークの特別相談員を紹介し、就職活動での支援を開始。

● 授業支援と就活支援

入学以降、授業支援については申し出なく、修学意欲も継続し乗り越えて来たが、就職活動における支援申し出があり、ハローワークと連携しながら支援していく体制を学生委員会で審議、決定。

所属専攻とも情報共有をし、配慮をしながら就活を見守っていく。

障害者手帳を利用した就職活動を継続中

今後の支援に向けて

・ 高大の連携強化が急務

⇒ 栃木県の「引継書」を活用するほか、大学の障がい学生支援体制を広く周知する。

・ 小規模大学の特性を活かした支援体制、支援環境の構築

⇒ 小規模大学の利点を活かし、直接的なコミュニケーションを重要視しながら、早期発見及び早期支援に繋がられる支援体制の構築を目指す。

⇒ ピア・サポート体制など、学生同士が支援し合い「共生」できる環境を構築したい。

・ 障がいのある「留学生」への支援体制構築の必要性

⇒ 留学生増加に伴い、障がいのある日本人学生のみならず留学生も増えているため、支援体制の専門部署等の設置も検討する必要がある。

・ 障がい学生支援に対する教職員間の理解の差を無くす。

⇒ 理解の差が現在も生じているが、認識の共有を図るため、学生委員会を中心にSD研修会等の啓発活動を継続的に実施する。

⇒ 学内での支援事例が増えてきたため、それらを紹介し、共有しながら理解を深める。

・ 外部機関との連携

⇒ 関係する機関との連携を強化し、安心して修学できる環境提供を目指す。

高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ・引継書（栃木県）

保護者の方へ

【特別支援教育資料】

高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ

～ 卒業後も、必要な支援を受けながら自立し社会参加していくために ～

進路先における生活を安心して始めるために

県教育委員会では、児童生徒が持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人に応じた指導・支援の充実に取り組んでいます。

また、進路先における生活を安心して始めることができるよう、各学校で行ってきた指導・支援の情報を進路先に引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことを推進しています。



「個別的教育支援計画」の作成・活用

各学校においては、教育的支援の必要性が高い児童生徒に対し、一人一人の希望や実態を踏まえた指導・支援及び一貫した支援を行っていくために、「個別的教育支援計画」を作成・活用しています。

高等学校から進路先への引継ぎ

高校卒業後の進路先や就職先においては、自分で判断して行動する機会が増えたり、幅広い年齢層の人と接する機会が増えたりするなど、環境が大きく変化します。

そこで、高校においては、それまで積み重ねてきた指導・支援の内容や進路先で希望する支援について「引継書」に集約し、進路先に引き継ぐこととしています。

高校生活を通して身に付けておきたい力

進学先や就職先などの進路先においては、法律に基づき「合理的配慮」の提供が行われています。「合理的配慮」の提供を受けるためには、本人の希望を伝えること【意思の表明】と、支援の内容について建設的に話し合っていくこと【建設的対話】が求められます。

そこで、高校においては、日頃の指導・支援において、次のような力の育成に努めています。

- 自己理解**
自分の得意なことや不得意なことを客観的に捉える力
- 自己選択**
不得意なことにも対処するために、必要な支援を選択する力
- 自己表現**
必要な支援について周囲に伝え、話し合っていく力



※障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正により、国公立の学校や事業主等に対して合理的配慮の提供が義務付けられています。



別記様式1 進学用

引継書

1 基本情報

ふりがな		性別	男・女	住所	
氏名				電話番号	
診断名等				障害者手帳	
定期通院・服薬					
保護者氏名		続柄		緊急連絡先	

2 本人・保護者の願い

本人	
保護者	

3 高等学校における状況

		学習面	生活面(部活動を含む)
本人の状況	得意なこと(好きなこと)		
	不得意なこと(嫌いなこと)		
学校の対応	学校の支援		
	本人の取組		
	支援・取組の結果		

4 希望する支援

		学業面	生活面
本人の希望			
	定期試験等		
備考			

作成日 令和 年 月 日 栃木県立 高等学校 連絡先:	校長 進路指導主事 作成担当者(担任)	公印
-----------------------------------	---------------------------	----

この引継書及び別添の支援機関一覧の情報を、及び関係機関に引き継ぐことに同意します。
 生徒氏名 印
 保護者氏名 印

最後に

職員という立場で大学全体の支援体制を構築するという事は非常に多くの困難があったが、一人でも多くの学生が満足いく学生生活を送り、卒業後は本学での学びを誇りに、社会で大いに活躍してほしい、そのためには障がいの有無に関わらず、全学生が何事にも思い切り楽しく過ごせるキャンパスを提供したい。という熱意が徐々に教職員に伝染し、協力体制を得ることが出来、現在の支援体制構築に繋がりました。学内に専門家が存在しないこともあり、支援体制の構想も見えないままのスタートでしたが、JASSOのセミナーや研修に何度も参加し、障害学生修学支援ガイド、合理的配慮ハンドブックなどを参考にしながら「本学に合った支援体制」の構築を目指し進めてきました。

常に学生目線に立ち、学生一人ひとりを理解した上でたくさんコミュニケーションを取ることで、それぞれの学生にとって一番良い支援を提供できると考えています。皆様の大学での障がい学生支援におかれましても、面談や対話以外のコミュニケーションを重要視し、一人でも多くの学生により良い支援をご提供いただきたいと思います。

同じような立場で困難を抱える現場の皆様もいらっしゃることと存じますが、何か一つでも障がい学生支援の改善につながれば幸いです。

本日は貴重なお時間をいただきありがとうございました。



文星芸術大学
BUNSEI UNIVERSITY OF ART

教務課 兼 キャリア・学生支援センター
真岡 賢隆